

第3期鳥取・岡山自治体情報セキュリティクラウド調達業務に係る質問事項回答

番号	質問事項	回答
1	仕様書 10 頁、3.6 設置場所等(1)に、「両県の情報ハイウェイ拠点の一つである鳥取県 NOC 又は岡山情報ハイウェイ NOC に設置し、通信の集約等を行うこと。」と記載がありますが、設置時の電気料金・共益費・ラック使用料の算定方法は別途示されますでしょうか	岡山情報ハイウェイ NOC に設置する場合の費用については、下記 URL の「使用料及び管理経費について」をご参照ください。 (https://www.pref.okayama.jp/page/502247.html) 鳥取県 NOC に設置する場合の費用については、「鳥取情報ハイウェイ管理運営要綱」(https://www.pref.tottori.lg.jp/247442.htm)をご参照ください。
2	仕様書 16 頁、4.1.3 プロキシサーバ (2)機能要件 エ 「不正通信を行っている端末を特定するため、各団体のプロキシサーバで HTTP ヘッダ領域の送信元 IP アドレス情報 (X-Forwarded-For) を設定すること。」との記載がありますが、XFF 以外の方法で不正端末の特定を行っている場合にも必須となりますでしょうか	本要件の目的は、インシデント発生時に不正通信を行っている端末を正確かつ迅速に特定することです。 そのため、仕様書に記載の要件と同等もしくはそれ以上の精度で端末を迅速に特定することが可能であれば、端末特定方法は X-Forwarded-For の設定によるものに限定しません。 但し、提案にあたっては、仕様書 4.1.3 (2) キ 「インシデント発生時に、当該端末の IP アドレスを特定し、当該団体にインシデント発生元となった端末 IP アドレスを通知できること」をどのように担保するか、その有効性と具体策を企画提案書に明記してください。